

●香川県告示第450号

昭和54年香川県告示第263号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>3 収納代理金融機関</p> <p>(1) 取り扱う収納の事務</p> <p>県の公金の収納の事務（株式会社ゆうちょ銀行、株式会社ジャパンネット銀行及び楽天銀行株式会社については、マルチペイメントネットワークを利用した方法による<u>ものに限る。三菱UFJ信託銀行株式会社については、預金口座振替によるものに限る。</u>）</p> <p>(2) 略</p>	<p>3 収納代理金融機関</p> <p>(1) 取り扱う収納の事務</p> <p>県の公金の収納の事務（株式会社ゆうちょ銀行、株式会社ジャパンネット銀行及び楽天銀行株式会社については、マルチペイメントネットワークを利用した方法による<u>県の公金の収納の事務</u>）</p> <p>(2) 略</p>